

平成29年度 著作物の保護と利活用に関する研究会事業計画

1. 著作物の保護と利活用に関する研究会の活動目的

本研究会では、デジタル化、ネットワーク化時代にふさわしい著作権および著作隣接権の保護と公正なコンテンツ利用の促進を目的として、インターネット上で行われるサービスのクラウド化や無線通信の高速化などネットワークの更なる進展に伴い生じる権利問題や新たなビジネスモデルに対応するための円滑な権利処理について検討を行う。

平成29年度の主な検討課題として、著作権法改正があげられる。特に「柔軟性のある権利制限規定」、「教育の情報化の推進」に伴い権利制限規定が拡充されることにより、権利者に及ぼす影響は大きく、新たな規定が適切に運用されることが非常に重要である。しかしながら著作権法に対する知識・理解は未だ低いままであり、著作権教育の重要性が一層高まることから、本研究会としてもその実践例や諸活動について検討を行う。また、前期著作権分科会において著作物等のアーカイブの利活用促進が検討されており、本研究会においても、これらの問題について、我が国の裁定制度の在り方や海外の制度（許諾権、報酬請求権、拡大集中許諾等）の研究についても行う。

なお、CCD加盟団体間における各団体の普及・啓発や侵害対策等の諸活動について、情報共有・交換について引き続き取り組むこととする。

2. 主な検討課題

- ・文化審議会著作権分科会各小委員会で検討されている課題
- ・国内外の著作権法制、知的財産政策の動向および著作権・著作隣接権の侵害への対応状況
- ・著作権教育の実践における著作権検定の役割
- ・大学における知財教育必修化
- ・各団体における著作権の普及・啓発活動
- ・デジタル技術と著作権法の乖離